

東海市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月25日

東海市長 花田勝重

東海市規則第34号

東海市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

東海市職員の育児休業等に関する規則（平成4年東海市規則第8号）の一部を次のように改正する。

第8条及び第9条中「替える」を「代える」に改める。

第15条に次のただし書を加える。

ただし、第1号及び第3号に掲げる場合において、失効し、又は取り消される育児短時間勤務の1週間当たりの勤務時間及び承認に係る期間の末日（当該育児短時間勤務が延長されている場合にあつては、延長された期間の末日）が、引き続いて承認される育児短時間勤務の1週間当たりの勤務時間及び期間の末日と同一であるときは、辞令に代わる文書の交付その他適当な方法をもって辞令の交付に代えることができる。

第16条中「替える」を「代える」に改める。

第16条の2中「であつて、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるもの」を削る。

第17条の見出し中「請求手続」を「請求、第2項申出及び第3項変更の手続」に改め、同条第1項中「部分休業」の次に「（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）」を加え、「は、部分休業承認請求書」を「、育児休業法第19条第2項の規定による申出（以下「第2項申出」という。）及び第3項変更は、部分休業簿」に改め、同条に次の1項を加える。

3 任命権者は、第2項申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより第3項変更をしなければ条例第23条の5に規定する子の養育に著しい支障が生

じるか否かを判断するため必要があると認めるときは、第3項変更をしようとする職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。ただし、第8条、第9条及び第16条の改正規定は、公布の日から施行する。